

志布志市最低制限価格算出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札における最低制限価格に関し、志布志市契約規則（平成18年志布志市規則第39号。以下「規則」という。）第16条に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第2条 規則第16条第1項に規定する最低制限価格は、当該建設工事の予定価格算出の基礎とした設計書等に基づく次の式によって計算した額（K）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

$$K = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④})$$

(この式において、①、②、③及び④は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(K、①、②、③、④のそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)

2 前項の規定にかかわらず、特別な建設工事においては、予定価格に10分の8.8を乗じて得た額を最低制限価格とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う工事から適用する。